

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780184

研究課題名(和文) 社会保険料の帰着についての実証的研究

研究課題名(英文) Empirical analysis on the incidence of health insurance costs

研究代表者

濱秋 純哉 (HAMAOKI, Junya)

法政大学・経済学部・准教授

研究者番号：90572769

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では健康保険組合の組合別パネルデータを用い、健康保険料の事業主負担の賃金への転嫁の大きさを推定した。先行研究では、被説明変数が賃金の対数値、説明変数の一つに事業主の保険料率を含む賃金関数が推定されることが多いが、被説明変数から説明変数への逆の因果によって、転嫁の大きさを正確に推定できない可能性がある。そこで、本研究では、総報酬制導入による事業主保険料負担の外生的な増加を利用して推定を行った。その結果、事業主負担の多くが賃金の低下を通じて労働者に転嫁されることを示唆する結果が得られたものの、企業は負担の転嫁をすぐには行えず、時間をかけて徐々に転嫁している可能性が示唆された。

研究成果の概要(英文)：Empirical studies on the incidence of social security contributions in Japan have produced conflicting results. Against this background, the present study, using new panel data, examines the extent to which employers' health insurance contributions have been shifted to employees through the adjustment of wages following a major reform of the way insurance contributions are calculated. The results indicate that a large part of employers' contribution burden was shifted to employees, and that this tendency was particularly pronounced for health insurers with a large number of insureds. This finding is consistent with the view that labour supply in Japan is inelastic with regard to changes in wages. Further, the empirical results suggest that the increase in employers' insurance burden following the reform was not passed on to employees immediately but rather over time through the gradual adjustment of wages.

研究分野：公共経済学

キーワード：社会保険料の帰着 総報酬制 操作変数

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景として、増加の一途を辿る社会保険料負担が賃金や雇用に与える影響を明らかにすることを通じて、社会でどのように保険料負担をシェアするのが適切かを検討する必要性が高まっていることが挙げられる。

社会保険料負担が賃金や雇用に与える影響を考えることは、「社会保険料の実質的な負担者が誰か」を考えることと基本的に同じである。例えば、企業の保険料負担が増加した場合、企業はこれを人件費の増加と認識し、雇用を減らそうとするかもしれない。このとき、労働者が雇用を失うよりも、賃金の低下を受け入れた方が得策と判断すれば、事業主負担の増加は賃金の低下につながり、雇用の減少はほとんど起こらない。このような賃金の低下は、企業の保険料負担が賃金の低下という形で実質的には労働者の負担になっていることを意味する。

近年、社会保険料の実質的な負担者が誰かを明らかにするために、データを用いて保険料の事業主負担が賃金に与える影響を推定した論文が国内外で多く蓄積されている。これらの実証研究では、被説明変数が賃金の対数値、説明変数の一つに事業主保険料率を含む賃金関数が推定されていることが多い。諸外国を対象とした近年の研究では、制度改革による保険料負担の(外生的な)変化が賃金に与える影響が推定され、事業主負担の賃金への転嫁が検出されている。

先行研究の結果をまとめると、現在ではわが国でも保険料の事業主負担の少なくとも一部が賃金に転嫁されていると考えるのが有力である。残された課題は、保険料負担のどれくらいの割合が転嫁されているかを明らかにすることである。

一方、保険料負担が雇用へ与える影響については分析が進んでいるとは言いがたい。企業に対するアンケート調査に基づく研究では、保険料負担が増加すると採用を手控えたり、非正規雇用への切り替えを行ったりすると回答した企業が多いことが報告されているが、アンケート調査からは労働市場の需給調整を踏まえた上での保険料の帰着の姿までは分からない。このように、保険料負担が雇用に与える影響についてはまだ確固とした実証的結果が得られていない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、(1)社会保険料負担のどれくらいの割合が賃金に転嫁されているか、及び(2)社会保険料負担の増加が正規雇用量にどのような影響をもたらすかを、健康保険組合(以下、健保組合)のパネルデータを用いて明らかにすることである。分析結果は、社会保険料負担の在り方を効率と公平の観点から政策的に議論するための基礎的な資料となる。

3. 研究の方法

社会保険料の多くは、名目保険料率でみれば労使折半で負担されているが、労働市場での需給の調整を踏まえた「実質」で見れば、保険料負担の賃金への転嫁を通じて負担が労働者側に偏っている可能性がある。保険料負担の増加は企業にとっては人件費の増加なので、労働需要が減少するため需要曲線は左にシフトする。労働供給曲線が賃金に対して完全に非弾力的なら、(企業の負担増加後の)新たな市場賃金は、当初の市場賃金よりも保険料負担の増加分だけ低下しているはずである。

現実の労働市場で事業主保険料負担の増加が生じた際にこのような市場賃金の低下が生じるかを推定するために、先述のように、多くの先行研究で被説明変数が賃金の対数値、説明変数の一つに事業主保険料率を含む賃金関数が推定されてきた。しかし、企業の保険料率は、賃金などの被保険者の属性に影響を受ける内生変数であると考えられる。たとえば、他の条件が一定であれば、賃金水準の高い企業では保険料率を低く設定しても十分な保険料収入を得ることができる。したがって、企業の保険料負担の賃金への転嫁の大きさを正確に推定するためには、このような賃金から保険料率への逆の因果(説明変数の内生性が生じる原因の一つ)を取り除く必要がある。

本研究では、2003年4月の総報酬制導入により、健康保険料率の賦課対象が月収だけでなく賞与にも広がったことに着目して分析を行った。総報酬制導入の前後で、財政状況が悪い健保組合ほど、保険料率を実質的に引き上げた可能性がある。つまり、保険料率を賦課対象の拡大に見合う分だけ引き下げないことで、実質的に保険料率の引き上げを行うことができたわけである。もともと財政状況が悪く保険料率を引き上げたいと考えていた健保組合で、総報酬制導入という(各健保組合の属性とは無関係の)外生的な出来事を契機に保険料率が引き上げられたとすると、この保険料率の変化を用いて推定を行うことで、上記の内生性の問題を回避できる可能性がある。

なお、社会保険料負担が雇用に与える影響については、企業の保険料負担が増加した場合に、正規雇用者数が減って非正規雇用者数が増えるという、正規から非正規への代替が見られるかを分析できないか検討した。本研究で用いた『健康保険組合事業年報』(健康保険組合連合会)のデータには、各健保組合の正規雇用者数・非正規雇用者数(あるいはその比率)のデータが含まれていないため、このような分析を行うためには、『健康保険組合事業年報』のデータと、それ以外のデータのうち正規雇用者数・非正規雇用者数を含むデータ(たとえば、『企業活動基本調査』(経済産業省))をマッチングする必要がある。しかし、健保組合の中には、同業種の複

数の企業が共同で設立した組合（総合型健康保険組合）なども存在するが、具体的にその組合の中にどのような企業が含まれるかをすべての総合型健康保険組合について知ることは極めて困難であることが判明した。このような理由で、正規雇用者数・非正規雇用者数と健保組合のデータのマッチングは非常に難しい（なお、東京都などに地域を限定しても困難である）。

また、本研究の分析対象期間である 2001 年から 2007 年の間には、健保組合の解散・合併が多く発生したため、『健康保険組合事業年報』に記載された「被保険者数」の値の変動は、それらの解散・合併の影響を含むものとなる。そのため、被保険者数を単純に正規雇用者の数とみなすことも難しい。したがって、本研究では、社会保険料負担が雇用に与える影響を分析することは断念し、賃金への影響に絞って分析を行うこととした。

4. 研究成果

本研究では、2001 年から 2007 年までの『健康保険組合事業年報』の健保組合別のパネルデータを用いて分析を行った。その際に、まず、総報酬制導入による保険料率の変化を利用せずに賃金関数の推定を行った。これは、先行研究で用いられたのと同じ定式化及びデータを用いた場合に、それらの研究と同様の推定結果が得られるかを確認することが目的である。また、被説明変数には、先行研究で用いられた標準報酬月額（月収）の他に、平均標準賞与額も用いた。これによって、月収と賞与のどちらに社会保険料の負担がより多く転嫁されているかを（内生性に対処せずに）推定した。その結果、社会保険料負担は月収よりも賞与に対して、より多く転嫁されている可能性があることが分かった。したがって、事業主の保険料負担は、所定内の給与ではなく、調整が比較的容易な賞与の変動を通じて賃金に転嫁されている可能性が示唆された。

つぎに、2003 年 4 月の総報酬制導入によって、健康保険料率は本当に変化したのか、変化したとすれば上昇したのか低下したのかを、被説明変数を総報酬制導入前後の事業主保険料率の変化率とする式を推定することによって確認した。その結果、各健保組合の財政状況の悪さを表す「財源率（法定の給付費・拠出金を賄うために必要な保険料率）」の係数が有意に正となり、財政状況の悪い組合ほど、総報酬制導入を契機に事業主保険料率を引き上げたことが示唆される結果となった。また、月収が大きく上昇した組合ほど、保険料率の引き上げの規模が有意に小さいことから、月収の変化から保険料率の変化への逆の因果も示唆された。

総報酬制の導入による保険料率の変化を利用して賃金関数の推定を行うために、賃金関数の両辺の差分をとった式を推定した。この場合、推定式は、被説明変数が賃金（月収）

の変化率、説明変数の一つに事業主保険料率の変化分を含む式となる。先述のように事業主保険料率の変化は月収の変化から影響を受けるため、この逆の因果に対処するために操作変数として総報酬制導入前の財源率を用いた。先述の通り、被説明変数を総報酬制導入前後の事業主保険料率の変化率とする式の推定において、総報酬制導入前の財政状況が悪い健保組合ほど、総報酬制導入前後で保険料率が大きく上昇したため、財源率は事業主保険料率の変化を説明する力があるはずである（instrument relevance を満たす）。また、総報酬制導入前の健保組合の財政状況は、導入前後の月収の変化には直接影響を与えない（exclusion restriction を満たす）と考えられる。さらに、健保組合の財政状況は、長期にわたる組合運営によって決まるので、総報酬制導入前後の賃金の変化率とは関連しないと考えられる（instrument exogeneity を満たす）。

操作変数法と最小二乗法の両方で上記の式を推定したところ、ともに事業主保険料率の変化分の係数は負で、ほぼ理論的に予想される範囲に推定された。しかし、操作変数推定では係数の推定値は非有意であった。すでに確認したように、事業主の保険料負担は月収よりも賞与に転嫁されている可能性があるため、月収の変化率を被説明変数とした場合、操作変数推定で転嫁の大きさが有意に推定されないという結果はそれほど不自然ではない。したがって、総報酬制導入を契機とした事業主保険料率の上昇は、賞与の引き下げを通じて労働者に転嫁されたと推測できる。

また、総報酬制導入を契機とした保険料負担の増加は、時間をかけて徐々に賃金に転嫁されたことを示唆する結果となった。本研究の分析対象期間は物価上昇率の低い時期であり、このような状況下では実質賃金の引き下げによる賃金の調整が難しいため、転嫁に時間がかかるのかもしれない。もしそうなら、少なくとも短期的には保険料負担の増加分は企業の負担となっていた可能性がある。したがって、近年の医療保険制度改革による健保組合に対する拠出金負担の引き上げは、企業活動を短期的には阻害することもあり得るため、このような影響も十分に考慮した上で制度改革を行っていく必要があると言える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

Hamaaki, Junya. 2016, “The Incidence of Health Insurance Costs: Empirical evidence from Japan,” REITI Discussion

〔学会発表〕(計 4 件)

1. 濱秋純哉, “The Incidence of Health Insurance Costs: Empirical Evidence from Japan,” 第7回マクロ政策分析研究会, 2015年8月18-19日, 鹿児島大学(鹿児島県・鹿児島市)

2. 濱秋純哉, 「健康保険料は賃金にどれだけ転嫁されているか? : 組合別パネルデータを用いた実証分析」, 一橋大学産業・労働ワークショップ, 2013年11月26日, 一橋大学(東京都・国立市)

3. 濱秋純哉, 「健康保険料は賃金にどれだけ転嫁されているか? : 組合別パネルデータを用いた実証分析」, 関西労働研究会, 2013年7月26日, 大阪大学中之島センター(大阪府・大阪市)

4. 濱秋純哉, 「健康保険料は賃金にどれだけ転嫁されているか? : 組合別パネルデータを用いた実証分析」, 定例研究会, 2013年6月28日, 国立社会保障・人口問題研究所(東京都・千代田区)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

健康保険料は賃金にどれだけ転嫁されているか? : 組合別パネルデータを用いた実証分析

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/16e020.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱秋 純哉 (HAMAACKI, Junya)
法政大学・経済学部・准教授
研究者番号: 90572769

(2) 研究分担者
なし ()

研究者番号:

(3) 連携研究者
なし ()

研究者番号: